

天理市政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、人格の向上と倫理の確立に努め、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（市長等、議員及び市民の責務）

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第3条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- （3） 市及び市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社（以下「市等」という。）が行う工事等の請負契約（下請工事の請負契約を含む。）、業務委託契約及び物品供給契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- （4） 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

- (5) 市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、市職員の昇格、異動等の人事について関与しないこと。ただし、議長が議会事務局職員の人事に関与することはこの限りでない。
- (7) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けさせないこと。

(誓約書の提出)

第4条 市長等及び議員は、その職に就任後速やかに市長等にあつては市長に、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）にこの条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(請負契約等に関する遵守事項)

第5条 市長等及び議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は市長等及び議員の配偶者が経営する企業が、市等が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市長等又は議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 市長等又は議員が年額150万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を収受している企業
- (3) 市長等又は議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

3 市長等及び議員は、前2項の規定に該当するときは、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって辞退届を提出するものとする。

4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日（再選挙により市長となった者又は再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の

適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長又は議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)から、任期開始の日後に第1項及び第2項に規定する事実が発生した場合にあつては当該事実が発生した日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。

6 市長は、辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。
(資産等報告書及び資産等補充報告書)

第6条 市長等及び議員は、その任期開始の日において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

(1) 土地 (信託している土地 (自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。) 所在、地目、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続 (被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

(3) 建物 所在、種類、構造、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4) 預金 (当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金 (普通貯金を除く。)
預金及び貯金の額

(5) 有価証券 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額 (株券にあつては、株式の銘柄及び株数)

(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 (取得価額が50万円を超えるものに限る。) 種類、数量及び取得価格

(7) ゴルフ場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

- (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- (10) 信託 信託財産の種類、数量及び取得価格
- (11) 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名

2 市長及び議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは天理市議会（以下「議会」という。）の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

3 副市長、教育長及び上下水道事業管理者（以下「副市長等」という。）は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長に提出しなければならない。

（所得等報告書）

第7条 市長及び議員（前年1年間を通じて市長又は議員であった者（任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、当該市長又は議員でない期間を除き前年1

年間を通じて市長又は議員であった者)に限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額及びその基因となった事実

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

2 副市長等(前年1年間を通じて副市長等であった者(任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任又は任命により、再び副市長等となったものにあつては、当該副市長等でない期間を除き前年1年間を通して副市長等であった者に限る。))は、前項各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(税等の納付状況報告書)

第8条 市長及び議員は、次に掲げる税等の納付状況の報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

(1) 所得税及び事業税の前年分の納付状況

(2) 市県民税、固定資産税及び国民健康保険料の前年度分の納付状況

2 副市長等は、前項各号に掲げる税等の納付状況の報告書を、毎年4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長に提出しなければならない。

(関連会社等報告書)

第9条 市長及び議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で、当該任期満了による選挙により再び市長となったもの又は任期満了若しくは議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了若しくは任期終了による選挙により再び議員となったものにあつては、同月2日から再び市長又は議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

2 副市長等は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、

顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任又は任命により再び副市長等となったものにあつては、同月2日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、市長に提出しなければならない。

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第10条 第6条から前条までの規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書、税等の納付状況報告書並びに関連会社等報告書（以下これらを「資産等報告書等」という。）は、市長等に係るものについては市長において、議員に係るものについては議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 市民は、市長又は議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用するものとする。

（政治倫理審査会の設置等）

第11条 政治倫理確立に関する必要な調査、審議をするため、法第138条の4第3項の規定により、天理市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、7人以内とし、第14条に規定する調査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意が

あるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務等)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 審査会の委員は、特定の政党、候補者、市長等若しくは議員を支援し、若しくはこれらのものに不利益を与え、又は市政に影響を及ぼす目的のために、その職務を利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の職務)

第13条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 次条第1項に規定する市民（市内に居住する者で年齢が18歳以上のもの。同条及び第16条において同じ。）の調査請求について必要な調査を行い、意見書を市長に提出すること。

(2) この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項について調査、答申をし、又は建議すること。

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

(1) 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

(2) 請負契約等に関する遵守事項に反する疑いがあるとき。

(3) 資産等報告書等に疑義があるとき。

2 前項の規定により調査の請求があつたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、調査を求められた日から90日以内に調査結果について意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、議員に係る意見書について、その写しを速やかに議長に送付しなければならない。
- 5 市長及び議長は、請求者に対して、意見書の写しを速やかに送付するとともに、市民の閲覧に供しなければならない。
- 6 市長は、意見書の要旨を広報紙等に掲載しなければならない。
- 7 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(市長等及び議員の協力義務)

第15条 市長等及び議員は、審査会から求められたときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

(贈収賄罪宣告後における説明会)

第16条 市長等又は議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該市長等又は議員は、説明会に出席して釈明しなければならない。

- 2 前項の説明会において、市民は、当該市長等又は議員に質問することができる。

(贈収賄罪の確定後の措置)

第17条 市長等又は議員は、前条第1項の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定に該当することにより失職する場合を除き、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び議会がそれぞれ規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。